

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第9、議案第53号 長井市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について、及び日程第10、議案第58号 長井市すみれ学園設置条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第9、議案第53号 長井市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第58号 長井市すみれ学園設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

梅津善之委員長。

(梅津善之産業・建設常任委員長登壇)

○**梅津善之産業・建設常任委員長** おはようございます。

平成28年第3回市議会定例会において産業・建設常任委員会に付託になりました議案3件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月15日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

なお、議案の当該箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第50号 市道路線の認定について申し上げます。

本案は、国道287号長井南バイパス建設に伴う4路線、県道の移管に伴う1路線、最上川築堤事業に伴う1路線について、市道路線の認定を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、今泉停車場線は歩道の延長の整備が進んでいない。通学路であり、朝晩の今泉駅への送迎の車も多いことから、市として今後どう整備していくのか。また、県との移管に伴う調整の中で歩道の延長を強くお願いしていただきたいと思うがどうかとの質疑がなされ、建設課長からは、歩道の延長は、沿線住宅や車庫等の補償等で高額な事業費が発生すると思うので、グリーンベルト等の設置で対処を行っていきたいと考えている。移管については県と調整を行っており、修繕もしくは維持管理に必要な物件については県からの補償で今後整備をしていくことになっているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、亀ヶ森線は最小幅員が2メートルとなっており、終点が公の道路に接していないが、市道の認定基準に合致しているかとの質疑がなされ、建設課長からは、市道の場合は始点もしくは終点がほかの市道に接してい

れば認定できることとしており、合致している。幅員も幾ら以上でなければならぬという基準はないので合致しているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号 市道路線の廃止について申し上げます。

本案は、国道287号長井南バイパス建設に伴う3路線を廃止するため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号 長井市観光交流センター条例の設定について申し上げます。

本案は、長井市観光交流センターの整備に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する事項について定めるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、第7条の使用料の減免事由は内規に定めるべき内容だと思うが、検討はしているか。条例の施行前に協議会等で説明していただきたいと思うがどうかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、まだ内規は定めていないが、減免事由等について今後検討し、協議会で説明させていただきたいと思うとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、市民が地区で使用する場合、非営利の使用になるのか、市民の団体であれば原則無料になるのかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、観光交流センターの使用目的に沿う場合、市民または市民団体が非営利で使用するときは無料になるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、観光交流センターの設置の目的を効果的に達成するためにも、指定管理者には地場産物を優先的に販売していただき

いと思うがどうかとの質疑がなされ、商工観光課長からは、指定管理者との協議をしていくことになるが、地場産物を優先して検討したいと考えているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第11、議案第50号 市道路線の認定についてから、日程第13、議案第52号 長井市観光交流センター条例の設定についてまでの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第11、議案第50号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第50号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第51号 市道路線の廃止についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第51号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第52号 長井市観光交

流センター条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

- 渋谷佐輔議長** 起立全員であります。よって、議案第52号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

- 渋谷佐輔議長** 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男予算特別委員長登壇)

- 蒲生光男予算特別委員長** 平成28年第3回市議会定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第59号 平成28年度長井市一般会計補正予算第5号を初め特別会計補正予算7件、水道事業会計補正予算1件の平成28年度補正予算案9件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、9月23日、26日の2日間にわたり審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各会計補正予算の概要について担当課長から説明を受けた後、6名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻、会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

議案第59号 平成28年度長井市一般会計補正予算第5号については、賛成多数で可決すべき

ものと決定いたしました。

次に、議案第60号 平成28年度長井市国民健康保険特別会計補正予算第1号、議案第61号 平成28年度長井市公共下水道事業特別会計補正予算第2号、議案第62号 平成28年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号、議案第63号 平成28年度長井市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号、議案第64号 平成28年度長井市訪問看護事業特別会計補正予算第1号、議案第65号 平成28年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号 議案第66号 平成28年度長井市浄化槽事業特別会計補正予算第1号並びに議案第67号 平成28年度長井市水道事業会計補正予算第1号の補正予算8件につきましては、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見等については十分に意を用いられ、事務の執行に当たられますよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

- 渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 渋谷佐輔議長** 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第14、議案第59号 平成28年度長井市一般会計補正予算第5号の1件について、討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、議席番号8番、今泉春江議員。

(8番今泉春江議員登壇)

- 8番 今泉春江議員** 日本共産党の今泉春江でございます。

私は、議案第59号 平成28年度長井市一般会計補正予算第5号について、反対の意見を申し上げます。